

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から58年5月まで
② 昭和58年10月から59年1月まで
③ 昭和60年8月から61年3月まで

私は、夫の会社退職を機に、夫婦で一緒に国民年金に加入してから国民年金の第三号被保険者に該当するまで、一度も保険料の納付を怠ることはなかったが、オンライン記録及びA市の記録では、申立期間は国民年金の任意加入の辞退届が提出されたことによる未加入期間とされていることが分かった。そのような届出をした記憶は無いので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は4か月間と短期間であるとともに、当該期間の前後の期間は保険料が納付済みである。

また、申立期間②の直前の昭和58年6月から同年9月までの4か月間については、A市の国民年金被保険者名簿の記録において、「納」の印が押されていたことから、平成22年8月24日にオンライン記録が未納から納付済みに訂正されていることが確認でき、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

一方、申立期間①及び③については、A市の国民年金被保険者名簿に、被保険者資格喪失の届出があったことを示唆する「本人申出」及び「喪失」の記録が確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日は昭和43年12月1日、資格喪失日は44年8月22日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月26日から44年8月22日まで

私は、申立期間において、A社所有のB船舶に乗り込んでおり、船員手帳にも申立期間が雇入れ期間として記載されている。しかし、年金事務所に確認したところ、申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。

当該船舶と一緒に業務に従事していた私の同郷の友人には船員保険の被保険者記録があるのに、私の船員保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳及び複数の同僚等の供述により、申立人が、申立期間において、A社所有のB船舶に雇い入れられていることが認められる。

また、A社に係る船員保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違(昭和16年*月*日)し、基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録(資格取得日は昭和43年12月1日、資格喪失日は44年8月22日)が確認できる。

さらに、A社に係る船員保険被保険者原票の記録において、B船舶に乗り込んでいたとされる者の中で申立人と同姓の被保険者を確認することができな

いことなどから、当該船員保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年12月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、44年8月22日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る船員保険被保険者原票の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和43年11月26日から同年11月30日までの期間については、前述の被保険者原票において、当該期間に申立人が被保険者であった記録が確認できない上、船員手帳を保管している複数の同僚について、それぞれが所持する船員手帳における雇入日が、A社に係る船員保険被保険者原票から確認できる船員保険被保険者資格の取得日と一致していないことなどから判断すると、申立期間当時、事業主は、乗組員について、必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年2月1日に、資格喪失日に係る記録を39年2月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年2月から同年9月までを1万8,000円、同年10月から39年1月までを2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から39年2月7日まで

私は、昭和38年2月頃に、前職を退職してすぐにA事業所に就職した。勤務先はB社の工場内で業務に従事し、次の職場に引き抜かれる39年2月上旬までの期間においてA事業所に勤務していた。同僚だったC氏に厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には無いことに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が記憶している申立期間当時の申立事業所の従業員数と申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数がおおむね一致している上、複数の同僚が、「A事業所では従業員全員が、同一の職種で勤務しており、申立人も他の従業員と同様の勤務形態であった。同社に試用期間等はなく、厚生年金保険には入社後すぐに加入していたはずだ。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から、申立人と同職種であり、同様の勤務形態であったとするほぼ全ての従業員について、厚生年金保

険の被保険者記録が確認できることから判断すると、当時、事業主は、従業員のほぼ全員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であり同様の勤務形態であったとする同僚の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和38年2月から同年9月までを1万8,000円、同年10月から39年1月までを2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、申立期間の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が欠落したことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 21 年 3 月まで

私は、申立期間に国外のA市にあったB社のC工場で勤務した。当時のB社C工場の規模は大きく、従業員も数百人は勤務していたと思うので、健康保険及び厚生年金保険には加入していたと思う。

提出している在籍証明書のとおり、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB社C工場の母体であるD社が発行した在籍証明書から、申立人が申立期間にB社C工場に勤務していたことは認められる。

しかし、適用事業所名簿から、B社及び同社C工場が厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるとともに、D社及び同社の関連事業所が国外において厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない。

また、D社は、「日本国外に所在する事業所で勤務していた者は、外地で勤務する期間について厚生年金保険に加入させず、日本国内で勤務する期間について厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚4人のうち、二人についてはD社及び同社の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、残りの二人については、いずれも申立期間後に、日本国内で申立事業所の関連事業所

において初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。